

マージン率等に係る情報提供

株式会社シエナ工房

労働者派遣法第23条第5項目に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2023年6月度(2022年1月～2023年5月))

記

- 1) 2023年6月1日付け派遣労働者数 4人
- 2) 実績年度派遣先事業所数(実数) 3件
2022年度(2022年1月～2022年12月)
- 3) 2022年度労働者派遣に関する料金の平均額32,800円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4) 2022年度派遣労働者賃金の額の平均額18,500円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 5) 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
43.60%
- 6) 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している(有効期間：2023年12月31日)
協定対象派遣労働者の範囲：情報処理システム関連業務に従事する従業員
- 7) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
新入社員研修、3年次研修、新任役職者研修、システム訓練・技能研修、
ビジネススキル研修
- 8) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練等弊社の運営経費等を含んだものです。

以上